

「すべての県民が日本一暮らしやすいと
実感できる埼玉」の実現に向けた提案・要望

< 針路別提案・要望 >

針路 10 豊かな自然と共生する社会の実現

■みどりの保全と創出



1 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充



要望先：財務省、国土交通省
県担当課：みどり自然課

◆提案・要望

- (1) 平地林の相続の際も農地と同様に平地林として維持することで、相続税の納税を猶予し免除する制度を創設すること。
- (2) 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- (3) 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。
- (4) 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路や河川など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。
- (5) 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。このため、地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されている。しかし、都市化の進展などにより、緑が年々減少している。都市の中で守られてきた緑地は、生物多様性やヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や保水・遊水機能、魅力的な街並みを生む景観形成機能など多様な機能を持っている。このため、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全を図ることが重要な課題となっている。
- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっていることから、緑地減少の大きな要因となっている。
- ・ 貴重な緑地の保全を図るために地方公共団体では、将来にわたって確実に自然環境を守っていくために公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、保全の必要性を認識していても厳しい財政状況の中で地方公共団体が買取りによる対応ができず、公売され最終的に開発されてしまう。このため、物納された貴重な平地林については、地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

■ 恵み豊かな川との共生



1 市町村による浄化槽整備の推進



要望先：環境省
 県担当課：水環境課

◆提案・要望

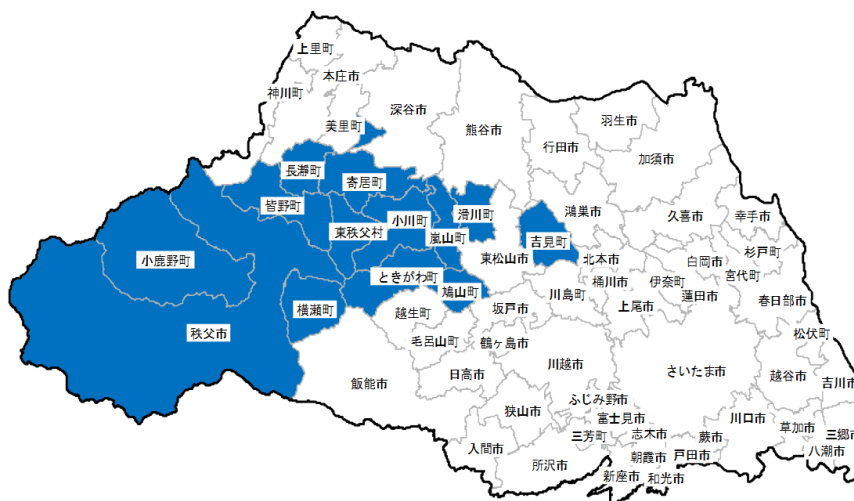
循環型社会形成推進交付金の公共浄化槽等整備推進事業の補助率の引上げや浄化槽放流水の排水路の整備に対する補助制度の創設など、公共浄化槽の整備を促進するための措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- 河川の汚濁原因の約74%は生活排水によるものであり、生活排水対策の推進が急務となっている。そのため、県では浄化槽整備区域において補助事業により、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を進めている。
- 公共浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）の導入に当たっては、浄化槽の維持管理など将来にわたる財政負担や整備に必要となる浄化槽排水路整備に多額の費用を要するため、導入を検討する市町村の課題となっている。
- また、公共浄化槽の導入に際して、条例の改正、設置工事の発注、使用料の徴収など市町村の事務が増加することも、公共浄化槽の導入が進まない一因となっている。

◆参考

○公共浄化槽導入市町村（令和3年度末時点 13市町村）



2 下水道に接続する生活保護世帯等に対する財政支援の拡充



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 下水道事業課

◆提案・要望

接続率の向上を図るため、生活保護世帯等へ市町村が行っている排水設備整備の助成制度等に対して、国による財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 生活保護世帯へは、水洗化工事に伴う排水設備の工事に対する補助として「下水道水環境保全効果向上推進費補助金」制度があったが、平成22年4月1日付で廃止された。
- 社会資本整備総合交付金制度への移行に伴い、社会資本総合整備計画の基幹事業に伴う効果促進事業に位置付ければ、交付できるようになった。
- しかし、既に下水道の整備が完了している地域では、社会資本総合整備計画で効果促進事業に位置付けることが困難であり、生活保護受給者や高齢者、年金受給者などの接続が金銭面において課題となっている。
- 下水道への接続率を向上させることは、下水道事業の経営安定化のみならず河川等の水質改善を進める上からも重要であり、国による財政支援の拡充が必要である。

◆参考

○下水道への接続率

年度(末)	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
下水道接続率	95.5%	95.7%	96.0%	95.9%	95.9%

資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進



1 放射性物質を含む浄水発生土の再利用の推進



要望先：国土交通省、環境省
県担当課：水道管理課

◆提案・要望

- (1) 放射性物質を含む浄水発生土の再利用に対する理解が得られるよう、浄水発生土の安全性及び再利用の促進について広く周知を行うこと。
- (2) 放射性物質濃度を低減させるための技術の開発や新たな再利用方法の研究など、浄水発生土の処分・再利用促進のための実効性のある具体的な方策を早急に進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水場で排出される浄水発生土から放射性物質が検出されている。
- ・ 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」により、放射性物質が検出された浄水発生土の処分・再利用についての基準が示された。
- ・ また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下である浄水発生土の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿った取扱いを行うことが示された。
- ・ さらに、平成25年3月13日厚生労働省健康局長通知により、浄水発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- ・ これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、園芸用土やグラウンド土への有効利用やセメント原料等への再利用が可能となっている。
- ・ 現在、浄水場で排出される浄水発生土の放射性セシウム濃度は、この基準を大きく下回っているものの、安全性に対する国民の懸念から事故以前のように園芸用土やグラウンド土として全量有効利用することが困難な状況にあり、事故以後はセメント原料としての再利用を余儀なくされ、多額の費用を必要としている。
- ・ また、事故当初に発生した高濃度の放射性物質を含む浄水発生土については、セメント原料等への再利用ができず、より高額となる埋め立て処分とせざるを得ない。予算の制約から、早急な全量処分は難しく、未だ大量の浄水発生土の保管を余儀なくされている。

◆参考

○保管を余儀なくされている浄水発生土 (R4.3月末現在)

浄水場での保管を余儀なくされている浄水発生土 約 38,000 トン

2 廃棄物の発生抑制・再利用の推進



要望先：農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課：産業廃棄物指導課、資源循環推進課、建設管理課

◆提案・要望

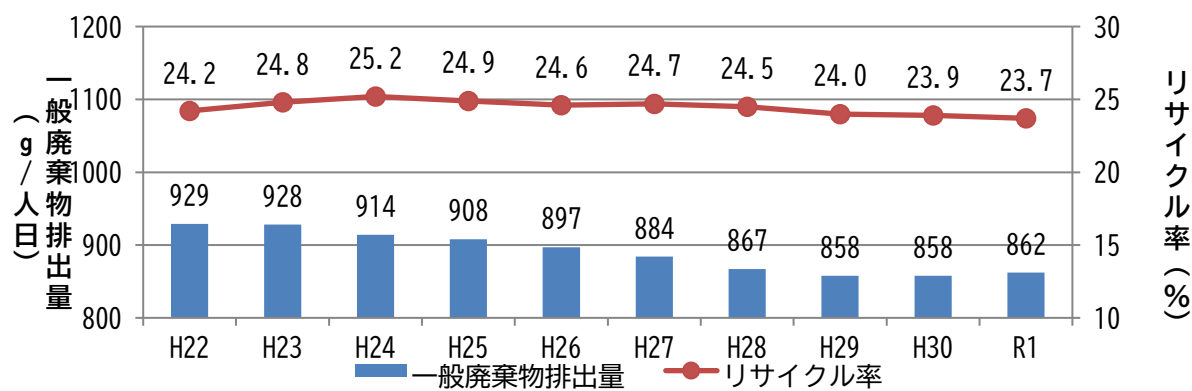
- (1) 拡大生産者責任を徹底し、製造事業者等の（環境配慮設計、軽量化、分別回収等）の取組を推進するため、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度とする。リチウムイオン電池等を使用する製品については、消費者が分別して排出しやすくする構造・製品表示を行うことで、安全かつ効率的なリサイクルの促進を図る。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）の施行に当たり、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集に取り組む市町村や自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。以上を実現するため、特定家庭用機器再商品化法等の各種リサイクル関連法令を改正し、関連制度を整備すること。
- (2) 大量廃棄が見込まれる太陽電池モジュールのリユース、又はリサイクルを推進するため、引き続きリサイクルの技術開発を支援するとともに、社会的システムの構築に資する制度の整備など、必要な措置を講ずること。
- (3) 事業系食品ロス削減に向けて、納品期限（いわゆる1／3ルール）の緩和について、「全国一斉」商慣習見直し運動を実施しているが、中小の食品関連事業者が積極的に取り組める国民運動として展開をするとともに、制度化に向けて取り組むこと。
- (4) 石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、解体工事現場において石綿含有建材の分別排出が徹底されるよう、法制度を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ リデュース・リユースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成19年度以降減少しているが、近年減少量は横ばい傾向にある。
- ・ また、一般廃棄物のリサイクル率は、横ばいで推移している。
- ・ 近年はリチウムイオン電池等の発火事故も年に数件発生していることから、適正な分別が十分でないことが伺え、リサイクルの妨げの要因の一つとなっている。
プラスチック資源循環法は、市町村が分別収集に努めなければならず、負担の大きい制度となっている。
- ・ 敷設された再生砕石中から石綿含有廃棄物が発見される事例が発生しており、建設資材のリサイクルを今後も推進していく上で、再生砕石の信頼性を確保することが急務となっている。

◆参考

○埼玉県の人1日当たりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）とリサイクル率（%）の推移



3 PCB廃棄物の適正処理の推進



要望先：経済産業省、環境省
県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 全てのPCB含有機器を使用する事業者に対して、経済産業省が保有するPCB電気工作物データ等を活用し、令和9年3月の処理期限前に使用者が自主的に含有機器の使用を中止することを呼び掛けるとともに、その処理方法について周知する等、期限内の確実かつ適正な処理推進のため、効果的な広報を実施すること。
- (2) 低濃度PCB含有機器について、処分期限までに計画的に処理が進むよう、処理体制の充実・多様化や、使用廃止期限の法への明示等、早急に対策を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 民間会社、鉄道事業者、学校、公共施設等で保管されているPCB廃棄物については、令和9年3月末までに確実に処分しなければならない。
- ・ 県内における使用中の機器を含めたPCB廃棄物の保管台数は、変圧器が約1.5万台、コンデンサーが約1.7万台、蛍光灯安定器が約6.2万台と推計されている。
- ・ これらのPCB廃棄物を期限内に適正処分するため、県では保管している事業者の掘り起こしや、定期的な立入検査による指導を実施している。
- ・ しかし、低濃度PCB含有機器はまだ使用中の機器が多い。使用中の機器について、所有者に自治体への届出義務がなく、法に使用廃止期限が明示されていないことから、事業者への周知や指導に苦慮している。

4 廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設



要望先：環境省
 県担当課：産業廃棄物指導課

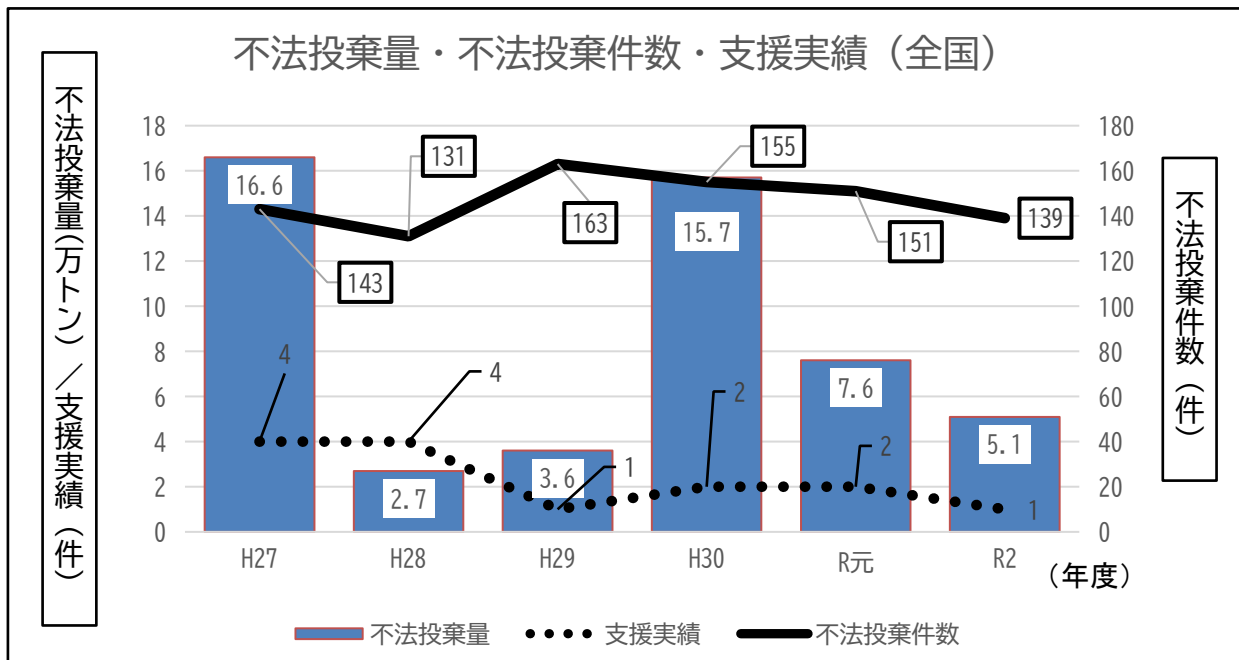
◆提案・要望

- (1) 不適正処理事案の是正を推進するため原状回復基金を増額すること。
- (2) 廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、原状回復基金による支援の対象とすること。
- (3) 産業廃棄物処理業者が行方不明や資金不足となった場合の不適正処理事案に対応するものとして、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ 原因となる者は、排出者、廃棄物処理業者及び無許可業者であるが、いずれの場合も、資力不足や倒産、原因者の行方不明や死亡等により、廃棄物が放置される事案が多い。そのため、やむを得ず撤去等に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

◆参考



※集計対象は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件当たり10トン以上の事案

5 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設



要望先 : 環境省
県担当課 : 産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう法整備を行うこと。
- (2) 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、これらの地域に近接した場所への産業廃棄物処理施設の立地を規制する許可基準を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置については、立地を規制する定めがなく、水源地等であっても許可要件に合致すれば許可せざるを得ない。
- ・ いかなる保全措置を講じても、水源地との距離は市民の安心感に大きく影響する。

地球環境に優しい社会づくり



1 水素エネルギーの普及拡大



要望先：資源エネルギー庁
県担当課：エネルギー環境課

◆提案・要望

- (1) 家庭用燃料電池（エネファーム）や業務・産業用燃料電池の政策的なコスト低減や技術開発を推進すること。
- (2) 水素ステーションの設置に対する財政支援を継続すること。
- (3) 水素ステーションに係る規制緩和を着実に実施すること。
- (4) 燃料電池バスの普及を促進するために財政支援を継続すること。
- (5) 長距離トラックや長距離バスなど産業用車両の用途拡大及び車種多様化を図ること。
- (6) 再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の利活用について推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 水素社会の実現に向けて、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車などの普及をさらに加速しなければならないが、コスト、技術開発などの制約から普及が進んでいない。

【水素の利用拡大に向けた取組】

- ・ エネファームや業務・産業用燃料電池など水素の製造・貯蔵・供給・利活用設備は、導入や維持管理に要するコストが未だ大きく、普及が進んでいない。
- ・ 燃料電池自動車は導入コストが大きいうえ車種が少なく、普及が進んでいない。
- ・ 水素ステーションについては、設置コストが大きく、設置が進んでいない。

2 分散型エネルギー社会の構築



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、環境省
県担当課：エネルギー環境課

◆提案・要望

- (1) 再生可能エネルギー活用設備・コージェネレーションシステムの導入及び運用費用を低減するため、設備・システムを導入する中小規模事業者を含む民間事業者に対する財政支援を一層拡充すると共に、地域で共同してコージェネレーションシステムを導入する組合等への支援制度を設けること。
- (2) 再生可能エネルギー活用設備の普及拡大を進めるため、技術開発などを通じて、性能向上や導入価格の低減を促進すること。
- (3) エネルギー変換効率が高い太陽熱の利用や熱融通について、技術のPR及び導入にあたっての財政支援を拡充すること。
- (4) 地中熱の利用について、地下水や地盤環境、生態系に影響を与える可能性があるため、最適な地中熱利用の在り方の研究を進めること。
- (5) 再生可能エネルギーの導入を契機として、地域に新しい産業活動が生まれ、地域経済が活性化することから、再生可能エネルギーを活用した地域活性化施策に関する支援を継続・強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和3年10月22日に閣議決定した「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成として再生可能エネルギーの割合を36～38%とすることを目標としている。また、コージェネレーションシステムについても、電力システムの柔軟性の向上や効率的な熱供給を行える確立した技術として記載されている。
- ・ 再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムを地域で共同して整備し、電気や熱のエネルギーを融通し合う分散型エネルギー社会は、エネルギーを効率的に活用することでCO₂の削減を図れるとともに、災害時のライフラインの確保につながる。
- ・ 地域資源の有効活用により生み出された再生可能エネルギーは地域経済の活性化に貢献するというメリットもある。
- ・ 分散型エネルギー社会は、低炭素で高効率、災害にも強く、エネルギーの地産地消による地域経済への貢献につながるものとして期待されているが、それらの設備導入に要する費用や運用費がかかるという課題がある。

3 住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省
県担当課：エネルギー環境課

◆提案・要望

- (1) 住宅の脱炭素化に向け、一般工務店によるZEH建築の更なる支援策を講じること。
- (2) 既築住宅の断熱化に対して更なる支援策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国が実施したZEH支援事業では、ハウスメーカーと比較すると一般工務店の補助申請件数が少ないため、一般工務店に対する支援が必要である。
- ・ 既築住宅の断熱化は喫緊の課題であり、リフォームなどにより住宅の断熱改修を実施する場合の補助制度の拡充などの措置を講じる必要がある。

4 再生可能エネルギーの普及拡大



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、環境省
県担当課：エネルギー環境課

◆提案・要望

- (1) 家庭において、再生可能エネルギー電力の自家消費や非常用電源の確保を促すため、蓄電池の導入支援を充実させること。
- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電力消費者の過度な負担にならないよう努めること。
- (3) 地中熱利用設備等の省エネ設備導入に対する財政支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 再生可能エネルギーの有効活用、電力需給の安定化、非常時の電力確保など、蓄電池の重要性が増していることから、本県では平成 26 年度から住宅用蓄電池の導入支援を行っているが、更なる普及拡大を図るためには一層の価格低下が求められている。
- ・ 電力需要家が負担する再生可能エネルギー発電促進賦課金については、家庭などの過度な負担にならないようにする必要がある。
- ・ 本県は、太陽光以外の再生可能エネルギーの適地が少ないため、地中熱利用の普及は脱炭素化に向けた有効な方策である。しかし住宅用地中熱利用設備は、導入コストが高額となることから普及が進んでいない。
- ・ 本県では住宅用地中熱利用設備に対する支援を行っているが、国においても普及に向けた財政的支援を講じる必要がある。

5 電動車（EV・PHV）の普及拡大



要望先：警察庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

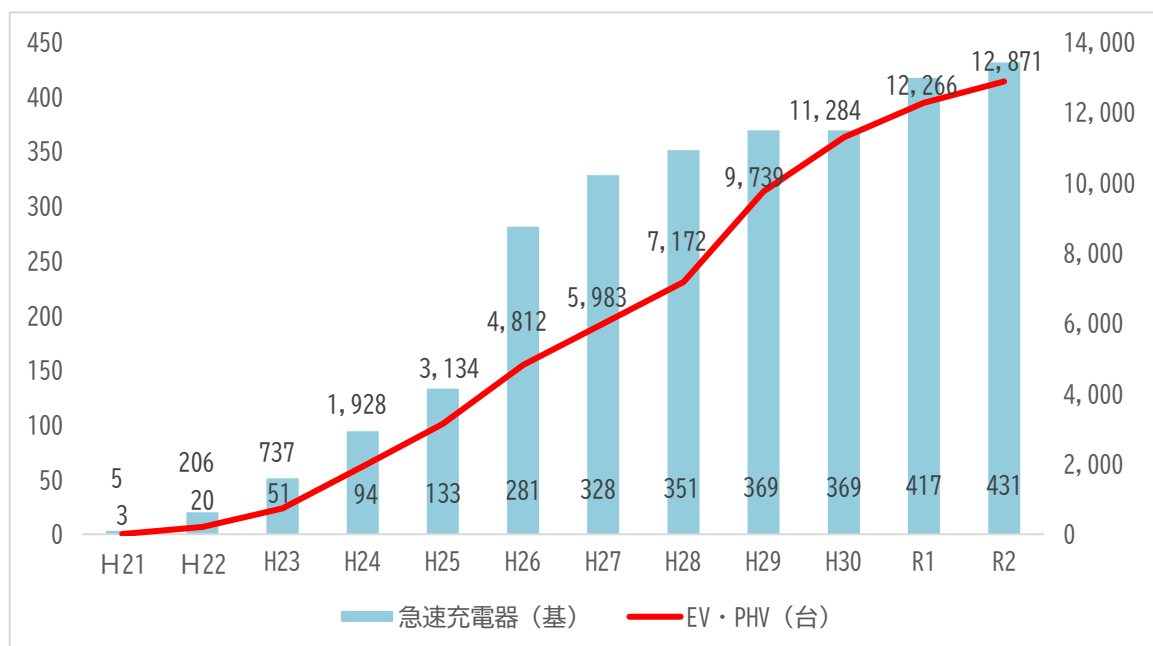
- (1) 電動車（EV・PHV）の購入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・拡大すること。
- (2) 地方公共団体による災害時の非常用電源としての活用を目的とした電動車（EV・PHV）及び外部給電器の購入に対する補助制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の二酸化炭素排出量の約4分の1が運輸部門からの排出であることから、二酸化炭素の排出が少ない電動車（EV・PHV）の普及が必要である。
- ・ グリーン成長戦略の目標（2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100%を実現）を踏まえ、埼玉県5か年計画（令和4年度～8年度）では、新車（乗用車）販売台数における電動車（EV・PHV・FCV・HV）の割合を令和8年までに56.0%の目標を設定した。本県では令和2年末現在、新車（乗用車）販売台数における電動車の割合は38.0%（全国38.3%）である。
- ・ このうち、電動車（EV・PHV）は、ガソリン車との価格差の解消及び充電場所のさらなる整備が、普及のために欠かせないと考えられる。
- ・ さらに近年、災害時避難所等での電動車の給電機能を活かした支援活動が注目されており、電動車は「走る蓄電池」として社会的に認知されつつある。
- ・ 電動車等の購入に関する国の既存の補助制度では、災害時利用を目的とした購入に対するインセンティブがない。地方公共団体が災害時に電動車の給電機能を活かした支援活動を積極的に進めるよう、地方公共団体による災害時利用を目的とした電動車及び外部給電器の購入に対する補助制度の創設が必要である。
- ・ また、電気自動車等用充電器については、普及の初期に設置された充電器が耐用年数を迎えるとともに、ランニングコストの補助が終了することから、撤去される充電器が一定数あると見込まれる。このため、インセンティブとして、充電インフラ整備のための補助制度の継続・拡充が必要である。

◆参考

○埼玉県内のEV・PHV及び急速充電器普及状況



6 地球温暖化対策推進のための基盤整備



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、環境省
県担当課：温暖化対策課

◆提案・要望

地方公共団体が、温室効果ガス排出量を適切に把握できるよう、区域内の電気事業者別電気使用量を速やかに把握できる仕組みを早急に構築すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、電気事業者に対しては、電気関係報告規則に基づく定期報告（発受電月報）を求め、その内容を公表しているが、区域内の電気使用量を把握できる資料は公表されていない。
- ・ そのため、埼玉県内における電気使用量を把握することができず、温暖化対策の施策の効果を適切に評価することが困難である。

7 ヒートアイランド対策の推進



要望先：国土交通省、環境省
県担当課：温暖化対策課

◆提案・要望

地方公共団体や事業者による効果的な対策実施を促進するため、広域的な実効性あるヒートアイランド対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ ヒートアイランド現象は都市化した地域に共通する課題であり、地方公共団体の区域を超えた広域的な対応が求められているが、実効性ある対策が十分に行われていない。
- ・ 本県においては、熱帯夜や猛暑日日数が増加傾向にあり、それに伴って熱中症救急搬送者数も増加している。
- ・ 国においては、緑地・水面の減少、人工物・舗装面の増加等による地表面被覆の人工化、都市への建築物への集積、人工排熱の増加等のヒートアイランド現象の原因の解消に向けた、実効性ある対策に対して技術的、財政的支援を講じる必要がある。

8 排出量取引制度の早期導入



要望先：経済産業省、環境省
県担当課：温暖化対策課

◆提案・要望

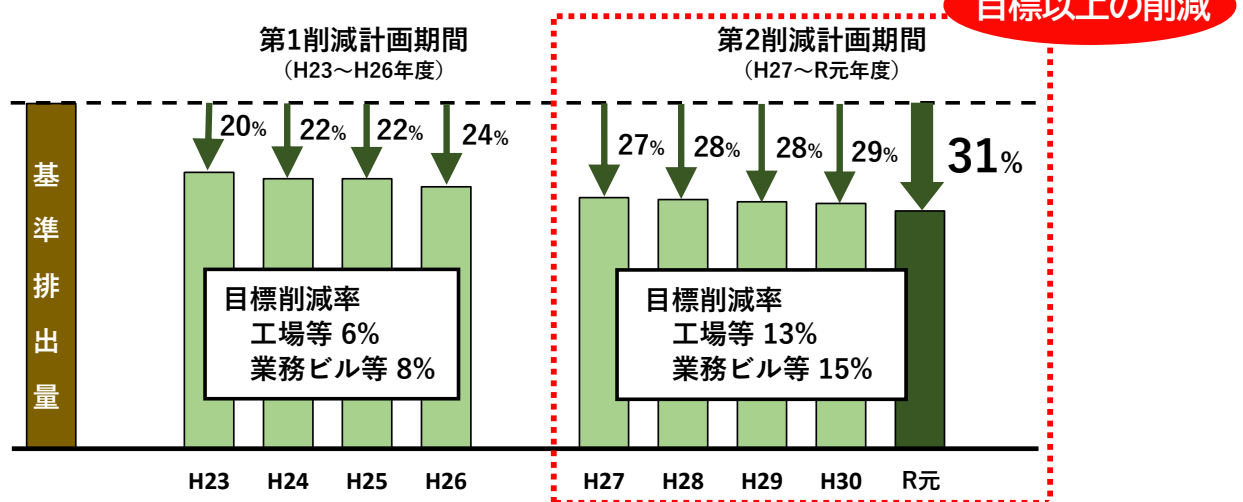
- (1) 排出量取引制度の創設について法制化し、早期導入を図ること。
- (2) 導入に当たっては、既に実施している本県や東京都の制度に鑑み、キャップ&トレード方式の排出量取引制度とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 排出量取引制度については東京都が平成22年度から本県は平成23年度から開始している。
- ・ 世界的には既に約40の国と20以上の地域で排出量取引制度が導入され、本県と東京都も含め高い効果をあげている。
- ・ 地球温暖化対策は喫緊の課題であることを認識し、速やかに排出量取引制度を全国的に導入する必要がある。
- ・ 排出量取引制度を導入するに当たり、先行している東京都や本県の制度により削減を進めている事業者にとって、不利なものとならないよう配慮する必要がある。

◆参考

排出量取引制度のCO₂削減実績



9 大規模太陽光発電設備の適正な設置【一部新規】



要望先 : 経済産業省、資源エネルギー庁、環境省
県担当課 : エネルギー環境課

◆提案・要望

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「改正FIT法」という。）の運用にあたっては、地域住民への配慮、防災、環境保全及び景観保全などに国が直接関与すること。
- (2) 改正FIT法に基づいた発電事業計画の認定に際しては、地方の意見も踏まえながら計画地選定の適切性について確認するなど、よりの確な審査基準を設け、審査を厳格に行うこと。
- (3) 地域住民への配慮や、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を考慮した土地開発について、国が定める事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うよう事業者を指導すること。
- (4) 太陽光発電施設が適切に設置されるように、「宅地造成及び特定盛土等規制法」や「森林法」など関連する法令、省庁と連携し、隙間なく指導が実施できるよう、関連法令の見直しと指導体制の整備をすること。
- (5) 2050年カーボンニュートラルに向け、改正FIT法によらない発電設備が増加することが予想されるため、電気事業法において、全ての発電事業に対する規制を強化するよう同法を見直すとともに的確な事業者指導が実施できるよう指導体制を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ FITにより参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られておらず、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化している。
- ・ 国は事業計画策定ガイドラインを策定するなど一定の対応は行ってきた。しかしながら発電事業者のなかには地域住民への配慮を欠き、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を損うなど、県民の安心安全を損なう事例も発生している。
- ・ 太陽光発電施設は、国が所管するFIT法と電気事業法以外は適用されないことが多く、自治体が所管する法規制では対応できないケースが多い。
- ・ 県は太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（雛形）を示し、県内30市町村がガイドライン等を策定して対応しているが、指導・助言に基づく対応では限界がある。
- ・ 令和4年度から改正FIT法が施行されるが、その運用にあたっては地域住民への配慮、防災、環境保全及び景観保全などに国が直接関与するなど、特段の配慮を求める。
- ・ 関連する法令での規制では、全ての太陽光について規制できておらず、連携し指導を行える体制が必要である。
- ・ 今後は措置法によらない自主電源などとしての普及が見込まれ、そもそもの電気事業法上での適正な規制、指導体制などが必要不可欠である。

10 下水道の地球温暖化対策に関する技術支援等の拡充【新規】



要望先：国土交通省
県担当課：下水道事業課


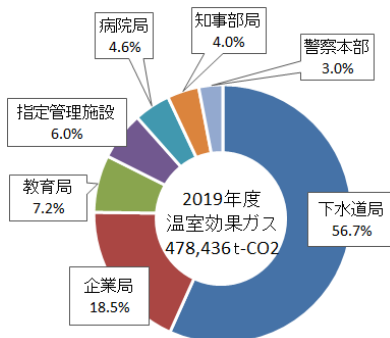
◆提案・要望

下水道事業の地球温暖化対策を推進するため、下水道革新的技術実証事業などの地球温暖化対策の推進に資する技術開発・事業化のための実証実験や施設建設に対する財政支援を充実させること。

◆本県の現状・課題等

- 流域下水道事業では、県内の家庭や工場などから排出される下水を河川に放流できる水質にするため、多くのエネルギーを費やして処理を行っている。また、下水処理で発生する汚泥を焼却処理する際にも温室効果の高い一酸化二窒素が発生している。
- 地球温暖化対策の重要性は年々高まっており、これらの温室効果ガスの排出削減は急務となっている。
- 流域下水道事業では温暖化対策のため、水処理工程への超微細散気装置の導入や、汚泥消化・バイオガス発電施設の導入など、省エネルギー・創エネルギーの取組みを行ってきたところだが、令和3年度に閣議決定された温室効果ガス削減目標を達成するためには、既存の技術だけでは削減に限界があるため、今後も新たな技術開発が必要となっている。
- 国土交通省が新技術の開発を目指して行っている下水道革新的技術実証事業は、これまで多くの下水処理の効率を改善する有用な技術の導入をもたらしてきた。
- 当該事業は実証実験の採択を受けると、機器の設置や実験の実施について全額補助となるほか、実証終了後に技術導入のガイドラインが作成される等、技術普及にも資する仕組みになっている。
- しかし、予算の制約のため近年は実証事業の採択は年間3件程度に留まっており、このままでは下水道施設における2050年カーボンニュートラルの実現は困難になると考えられる。
- 今後は、このような事業を更に拡充し、温暖化対策に資する技術開発の加速と実用化の促進を図ることで、下水道施設の温暖化対策を強力に推進する必要がある。

◆参考

	 <table border="1"> <caption>2019年度 温室効果ガス 478,436t-CO₂</caption> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道局</td> <td>56.7%</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>18.5%</td> </tr> <tr> <td>教育局</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>指定管理施設</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>病院局</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>知事部局</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	部門	割合	下水道局	56.7%	企業局	18.5%	教育局	7.2%	指定管理施設	6.0%	病院局	4.6%	知事部局	4.0%	警察本部	3.0%
部門	割合																
下水道局	56.7%																
企業局	18.5%																
教育局	7.2%																
指定管理施設	6.0%																
病院局	4.6%																
知事部局	4.0%																
警察本部	3.0%																
<p>【写真】汚泥消化タンク・バイオガス発電施設 令和3年11月に稼働開始した中川水循環センター（三郷市）の当該施設にも、過去の下水道革新的技術実証事業で開発された新技術の一部が使われている。</p>	<p>【図】埼玉県庁の部局別温室効果ガス排出状況 流域下水道事業から排出される温室効果ガスは、県の施設全体からの排出の約6割にもなっている。</p>																

■公害のない安全な地域環境の確保



1 東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応



要望先：文部科学省、資源エネルギー庁、環境省、原子力規制庁
県担当課：環境政策課、水環境課、企業局総務課、下水道管理課

◆提案・要望

- (1) 放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除去した土壌の適切な処理が進むよう、国の責任において処分基準を定めるとともに具体的な手法を示すこと。
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所の事故により地方公共団体が支出した放射線対策のための費用については、事故がなければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を幅広く捉え、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って、東京電力を指導及び支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた、汚染された土壌等の処理や損害賠償などの課題が依然として解決していない状況である。
- ・ 本県でも、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域に指定されている三郷市、吉川市では、除染に伴い生じた合計7,284m³の除去土壌を学校、公園等で現場保管、又は仮置場で保管している（令和4年3月末現在）。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに準じて同様の措置を実施している。
- ・ しかし、除去土壌の処分の基準が定まっていないことから処分が進まず、現場保管等の期間も長期化しており、地域住民の安全・安心の確保のため、国による早期対応が求められている。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の汚染に対し、地方公共団体は空間放射線量、食品・飲料水等の放射線量の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- ・ こうした対策は事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、令和2年度分までの費用として東京電力に約101億円の損害賠償請求を行い、令和4年3月末現在、約54億5千万円が納付されている。

2 光化学オキシダント対策の推進及びPM2.5（微小粒子状物質）に係る取組の強化



要望先：環境省
県担当課：大気環境課

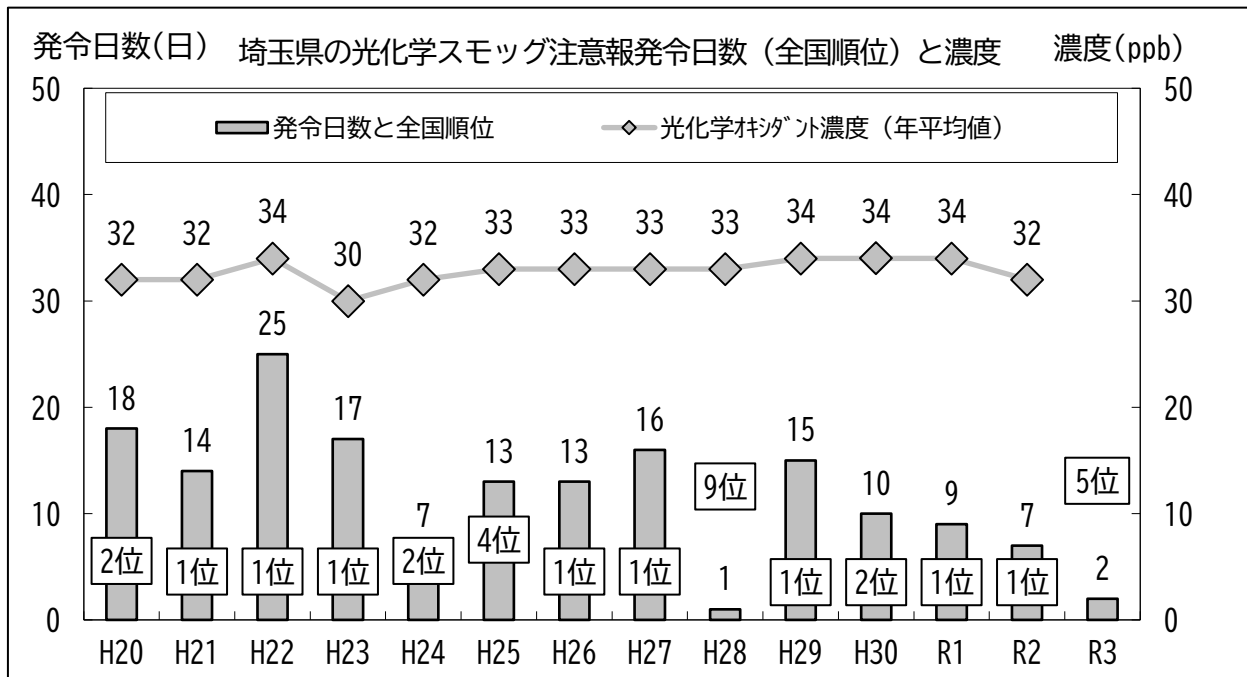
◆提案・要望

- (1) 光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うこと。
- (2) 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）について、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的な削減対策を推進すること。
- (3) VOC排出抑制策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援を行うなど必要な措置を講じること。また、公共調達におけるVOC排出抑制への取組みが推進されるよう、グリーン購入法等においてVOC対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- (4) 新車時の排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、実走行時の排出ガスの状況を的確に把握できる測定法の導入及びディーゼル重量車の実走行時の排出ガスを低減させる措置を講じること。

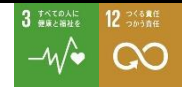
◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の光化学オキシダント環境基準達成率は長年0%であり、また、本県のPM2.5環境基準達成率は平成30年度に初めて100%に達したことから、安定的に環境基準を達成させていく必要がある。
- ・ 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCについて、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度は、近年においては削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダント及びPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。
- ・ 自動車からの排出ガスについては、依然として光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCやNO_x等の主要な発生源となっている。
- ・ このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を超えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

◆参考



3 大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化



要望先：環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

- (1) 建築物等の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。
- (2) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査及び特定工事*における特定粉じん排出等作業の完了確認について、特定工事の関係者と直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定すること。
- (3) 建築物等の解体等工事が特定工事に該当するか確認するための分析調査について、特定工事の関係者と直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定すること。
- (4) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査について、実施せずに建築物の解体等工事を実施した場合の罰則について規定すること。

*特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、建築物の解体等工事の周辺で大気中の石綿濃度を測定している。しかし、評価基準が設定されていないため、測定された石綿濃度の取扱いに苦慮している。
- ・ 現在は、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設（※1）に適用される敷地境界基準（※2）や国の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）の目安（※3）を参考にしている状況である。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※2 石綿の濃度 10 本/L

※3 石綿繊維数濃度 1 本/L

- ・ 建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査及び特定工事における特定粉じん排出等作業の完了確認については、不正行為を防止し、より高い信頼性を確保するため、直接の利害関係のない第三者が実施する必要がある。
- ・ 建築物等の解体等工事が特定工事に該当するか確認するための分析調査について、不正行為を防止し、より高い信頼性を確保するため、直接の利害関係のない第三者が実施することを明確に規定する必要がある。
- ・ 令和4年4月1日より、建築物の解体等工事時における石綿の飛散流出防止を目的とし、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査が義務付けられるが、調査そのものを実施させるための確実な担保がない。